

女性活躍推進法に基づく

特定事業主行動計画

平成28年5月

福島県 只見町

只見町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月1日

只見町長
只見町教育委員会教育長
只見町議会議長
只見町選挙管理委員会委員長
只見町農業委員会長

只見町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

平成32年度までに、管理監督的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績11%より5%以上引き上げ16%以上を目指します。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた取組について

(1) 女性職員の育成と登用推進

・女性職員のキャリア形成に向けて適正にあった指導・育成を行うため、自治研修関係機関等で実施されている階層別研修、女性向けのキャリアアップ研修などの参加を呼びかけます。

・能力や適性を公正に判断したうえで女性職員を管理監督者に登用し、政策・方針決定の場へ参画を促します。

(2) 仕事と生活の両立に向けた職場環境づくり

- ・ 育児や介護が必要な職員が、1日の勤務時間の長さを変えずに、就業時間帯を変更できる働き方（フレックスタイム制等）の導入についての検討を行います。
- ・ 職場における性別役割分担意識を解消するとともに、業務時間外に慣習となっている業務を見直し、仕事と家庭生活の両立を図ることができる職場環境に努めます。

(3) 休暇取得の推進

- ・ 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、休暇の取得促進に向けた職場の意識改革を行います。
- ・ 子どもの看護休暇・家族の看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、取得しやすい雰囲気づくりに努めます。